

公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令案新旧対照条文

目次

○ 公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）（抄） 1

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 公共施設等運営権登録簿等（第六条―第十一条）</p> <p>第三章 登録手続</p> <p> 第一節 通則（第十二条―第三十四条）</p> <p> 第二節 公共施設等運営権に関する登録（第三十五条―第三十八条）</p> <p> 第三節 抵当権等に関する登録（第三十九条―第四十七條の二）</p> <p> 第四節 信託に関する登録（第四十八条―第五十六条）</p> <p> 第五節 仮登録（第五十七条―第六十二条）</p> <p> 第六節 仮処分に関する登録（第六十三条―第六十五条）</p> <p>第四章 登録事項の証明等（第六十六条・第六十七条）</p> <p>第五章 雑則（第六十八条・第六十九条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 公共施設等運営権登録簿等（第六条―第十一条）</p> <p>第三章 登録手続</p> <p> 第一節 通則（第十二条―第三十四条）</p> <p> 第二節 公共施設等運営権に関する登録（第三十五条―第三十八条）</p> <p> 第三節 抵当権等に関する登録（第三十九条―第四十七條）</p> <p> 第四節 信託に関する登録（第四十八条―第五十六条）</p> <p> 第五節 仮登録（第五十七条―第六十二条）</p> <p> 第六節 仮処分に関する登録（第六十三条―第六十五条）</p> <p>第四章 登録事項の証明等（第六十六条・第六十七条）</p> <p>第五章 雑則（第六十八条・第六十九条）</p>

附則

(登録事項)

第二十二條 (略)

2 権利部の登録事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 共有物分割禁止の定め(抵当権について民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十四条において準用する同法第二百五十六條第一項ただし書の規定)若しくは同法第九百八條第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同條第一項の規定により被相続人が遺言で抵当権について分割を禁止した場合における抵当権の分割を禁止する定め又は同條第四項の規定により家庭裁判所が遺産である抵当権についてした分割を禁止する審判をいう。第二十八條において同じ。)があるときは、その定め

七・八 (略)

(除権決定による登録の抹消等)

第三十二條 登録権利者は、共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないためその者と共同して登録の抹消を申請することができないときは、非訟事件

附則

(登録事項)

第二十二條 (略)

2 権利部の登録事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 共有物分割禁止の定め(抵当権について民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十四条において準用する同法第二百五十六條第一項ただし書の規定)により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同法第九百八條の規定により被相続人が遺言で抵当権について分割を禁止した場合における抵当権の分割を禁止する定め又は同法第九百七條第三項の規定により家庭裁判所が遺産である抵当権についてした分割を禁止する審判をいう。第二十八條において同じ。)があるときは、その定め

七・八 (略)

(登録義務者の所在が知れない場合の登録の抹消)

第三十二條 登録権利者は、登録義務者の所在が知れないため登録義務者と共同して登録の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法(平成二十三年

手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

2| 前項の登録が買戻しの特約に関する登録であり、かつ、登録された買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして内閣府令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。

3| 前二項の場合において、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定があつたときは、第二十三条の規定にかかわらず、当該登録権利者は、単独で第一項の登録の抹消を申請することができる。

4| (略)

(解散した法人の抵当権に関する登録の抹消)

第四十一条の二 登録権利者は、共同して抵当権に関する登録の抹消の申請をすべき法人が解散し、第三十二条第二項に規定する方法により調査を行つてもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して当該登録の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したとき

法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

(新設)

2| 前項の場合において、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定があつたときは、第二十三条の規定にかかわらず、当該登録権利者は、単独で前項の登録の抹消を申請することができる。

3| (略)

(新設)

は、第二十三条の規定にかかわらず、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

(買戻しの特約に関する登録の抹消)

第四十七条の二 買戻しの特約に関する登録がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、登録権利者は、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

(登録事項証明書等の交付等)

第六十六条 何人も、内閣総理大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面(第六項において「登録事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 何人も、内閣総理大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)のうち内閣府令で定める図面の全部又は一部の写し(これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。第六項において同じ。)の交付を請求することができる。

3 何人も、内閣総理大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類のうち前項の図面(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を内閣府令で定める方

(新設)

(登録事項証明書等の交付等)

第六十六条 何人も、内閣総理大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面(第四項において「登録事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 何人も、内閣総理大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)のうち内閣府令で定める図面の全部又は一部の写し(これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。第四項において同じ。)の交付を請求することができる。

3 何人も、内閣総理大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を内閣府令で定める方法により表示した

法により表示したものの。次項及び第六項において同じ。
)の閲覧を請求することができる。

4| 何人も、正当な理由があるときは、内閣総理大臣に
 対し、内閣府令で定めるところにより、手数料を納付
 して、登録簿の附属書類（第二項の図面を除き、電磁
 的記録にあつては、記録された情報の内容を内閣府令
 で定める方法により表示したもの。次項及び第六項に
 おいて同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があ
 ると認められる部分に限る。）の閲覧を請求すること
 ができる。

5| 前項の規定にかかわらず、登録を申請した者は、内
 閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、
 手数料を納付して、自己を申請人とする登録記録に係
 る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができる。
 6| 前各項に規定する手数料の額は、次の表のとおりと
 する。

請求の種類	金額
登録事項証明書の交 付の請求	一通につき七百元
図面の全部又は一部 の写しの交付の請求	一公共施設等運営権に関す る図面につき四百八十円
第二項の図面又は登	一事件に関する書類につき

もの。次項において同じ。)の閲覧を請求することが
 できる。ただし、前項の図面以外のものについては、
 請求人が利害関係を有する部分に限る。

(新設)

(新設)

4| 前三項に規定する手数料の額は、次の表のとおりと
 する。

請求の種類	金額
登録事項証明書の交 付の請求	一通につき七百元
図面の全部又は一部 の写しの交付の請求	一公共施設等運営権に関す る図面につき四百八十円
登録簿の附属書類の	一事件に関する書類につき

録簿の附属書類の 覧の請求	四百八十円	7 国又は地方公共団体の職員が、職務上第一項から第 五項までの規定による請求をするときは、手数料を納 付することを要しない。
閲覧の請求	四百八十円	5 国又は地方公共団体の職員が、職務上第一項から第 三項までの規定による請求をするときは、手数料を納 付することを要しない。